

Private Finance Initiative

PFI法の 改正について

平成18年1月
内閣府PFI推進室

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

本改正の目的及び背景

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）は平成11年7月に制定され、その後、PFIが一層活用されるよう改善を図るため、行政財産のPFI事業者への貸付けを可能とする等を内容とした改正が平成13年に行われました。これまで、PFI法に基づいて公表された実施方針は、217件（平成17年11月末現在）と着実に実績を積み重ねてきています。さらに、民間事業者の有する技術及び経営資源、創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨とするPFIの基本理念の実現のため、平成17年8月に所要の改正が行われました。主な改正内容は、「改正の内容」に記載しています。

これまでの経緯

平成11年	7月	PFI法成立
	8月	総理府内政審議室にPFI推進室設置 PFI関係省庁連絡会議設置
	9月	PFI法施行 PFI推進委員会設置
平成12年	3月	PFI法第4条に基づき内閣総理大臣が 「基本方針」を策定・公表
平成13年	1月	中央省庁再編（PFI推進室が内閣府に移行） 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」 「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
	7月	「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」
	12月	PFI法改正法成立・施行（一部改正）
平成15年	6月	「契約に関するガイドライン」 「モニタリングに関するガイドライン」
平成16年	6月	「PFI推進委員会中間報告」
平成17年	8月	PFI法改正法成立・施行（一部改正）

PFI法の概要

(赤字下線部は今回改正点)

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用とした公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
庁舎、宿舍等の公用施設
公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設 等

公共施設等の管理者等(第2条)

公共施設等の管理者である各省各庁の長
特定事業を所管する大臣
公共施設等の管理者である地方公共団体の長
特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針等(第4条)

(内閣総理大臣策定、各省各庁の長に協議、PFI推進委員会の議)

内容

- ・ 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- ・ 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

配慮等

- ・ 公共施設等の整備等における公共性及び安全性の確保
- ・ 地方公共団体への基本方針の適用の明確化

等

実施方針の策定・公表(第5条)

(公共施設等の管理者等が策定・公表)

特定事業の選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定に関する事項
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 等

特定事業の選定(第6条)

(公共施設等の管理者等が選定)

基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定
客観的評価とその結果の公表(第8条)

民間事業者の選定(第7条)

(公共施設等の管理者等が選定)

特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定
客観的評価とその結果の公表(第8条)
価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価(第8条) 等

選定事業の実施(第10条)

(選定事業者は以下のいずれかに従って事業を実施)

事業計画若しくは協定
選定事業者が策定した事業計画
契約締結にあたっての地方議会の議決(第9条)
指定管理者制度との整合(第9条の2) 等

PFI推進委員会(第21条)

(内閣府に設置 学識経験者から総理が任命)

基本方針の審議
実施方針の策定状況、特定事業の選定状況等の調査審議
民間事業者等の意見聴取
内閣総理大臣、関係行政機関の長に対する意見

PFIに関する資料の公表 等

支援措置等

国の債務負担5年 30年(第11条)
行政財産の貸付け(第11条の2、第11条の3)
国公有財産の無償使用等(第12条)
無利子貸付け(第13条)
資金の確保等及び地方債についての配慮(第14条)
土地の取得等についての配慮(第15条)
支援等(第16条)
規制緩和(第17条)
担保不動産の活用(第20条) 等

改正の内容

1 PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化（第1条関係）
目的規定において、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記。

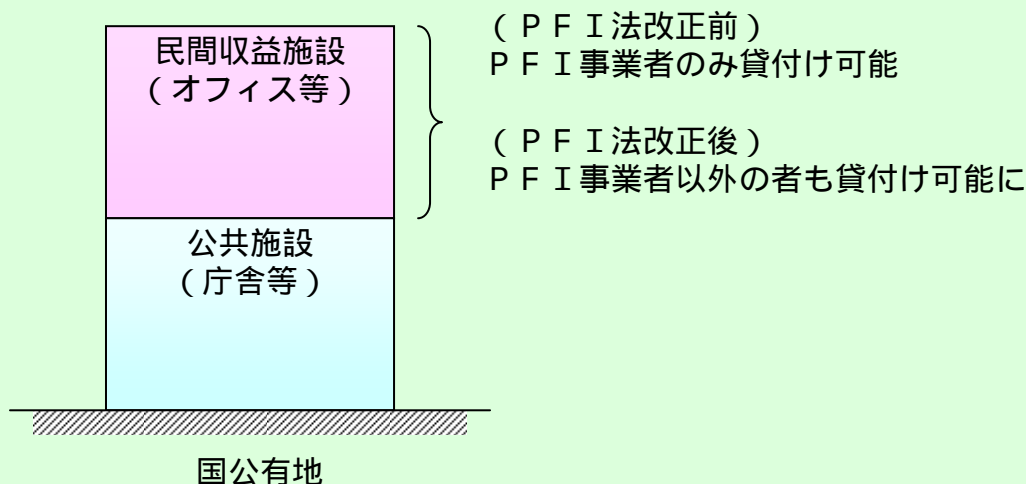
2 基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化
「基本理念」における配慮事項（第3条第1項関係）
PFI事業として民間事業者にゆだねるに際しては、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮することを明記。

「基本方針」を定めるに当たっての特定事業の選定に係る配慮事項
（第4条第3項関係）
安全性を確保しつつ、国民に対するサービスの提供における行政のかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにすることを追加。

3 国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充
公共施設等と民間施設との合築建物の場合（第11条の2関係）

（改正前） 合築建物に係る行政財産である土地を、PFI事業者のみに貸付け可能。

（改正後） 合築建物に係る行政財産である土地を、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付け可能（再譲渡の場合も同様）



合築以外の形態による民間施設の併設の場合（第11条の3関係）

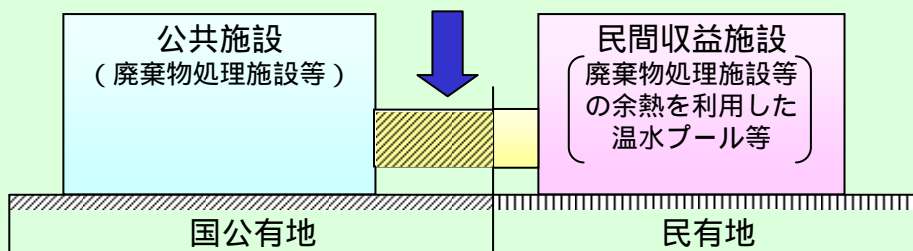
（改正前） 行政財産の貸付けは不可能。

（改正後） 特定施設（ ）の設置事業でPFI事業の実施に資するものについては、行政財産を、PFI事業者及びPFI事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。

特定施設：公共施設等のうち熱供給施設、新エネルギー施設等
やこれらに準ずる施設として政令で定めるもの

（PFI法改正前）
合築でない場合、民間収益施設について国公有地の貸付けは受けられない

（PFI法改正後）
国公有地の貸付けを受けることが可能に



4 民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化(第8条第2項関係)
公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとすることを新たに規定。

5 その他の主要事項

(1) 公共法人（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体へのPFI法適用の明確化等（第2条第3項関係、第4条第7項関係）

独立行政法人に適用されることを明記。

地方公共団体がPFI事業の円滑な実施のために必要な措置を講ずることを明記。

(2) PFI事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

地方自治法に基づいてPFI施設を指定管理者にゆだねる場合には、指定の期間等についてPFI事業の円滑な実施に配慮することを明記。

(3) PFIに関する資料の公表等（第21条第6項関係）

PFI推進委員会がPFIに関する資料の公表のために必要な措置を実施することを明記。

(4) PFI法の少なくとも三年ごとの見直し（附則第2条関係）

(5) 段階的事業者選定方法の導入等の検討を明記（附則第3条関係）

P F I 関連支援措置等

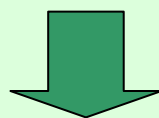
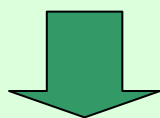
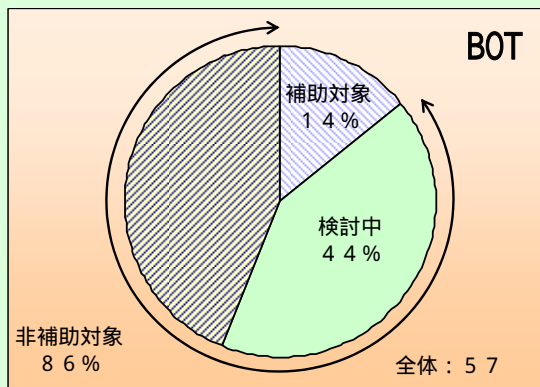
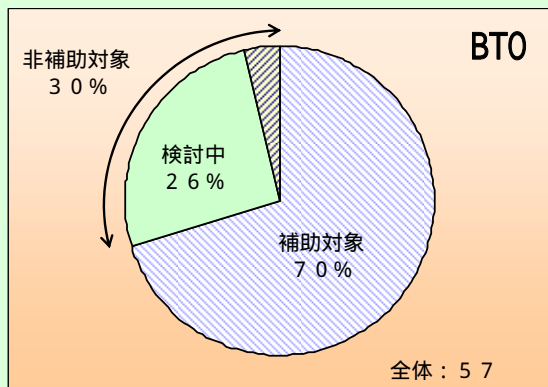
1 補助制度

国の補助金を使って地方公共団体がP F I事業を実施する場合には、従来手法とP F Iとのイコールフットイングを図る観点から、地方公共団体におけるP F I事業の円滑な実施が図られるよう、現在、関係省庁において要綱等の見直しを実施中。

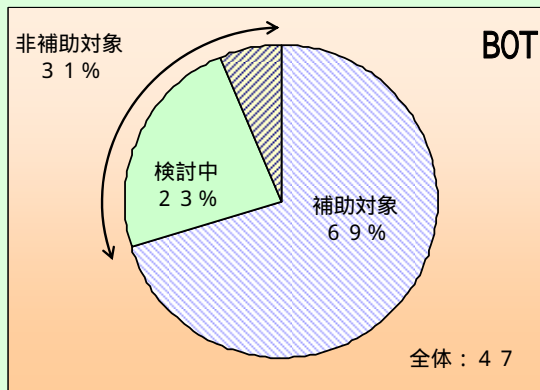
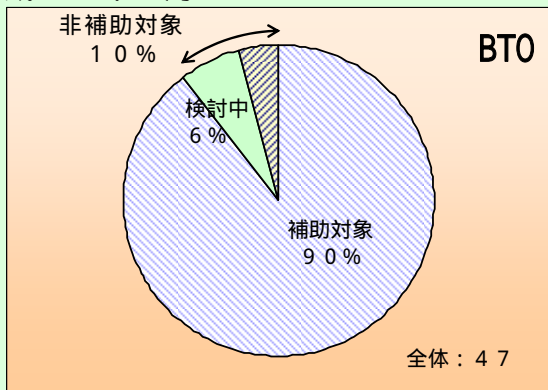
<補助金のイコールフットイング>

平成14年9月

出典 内閣府P F I推進室調査



平成17年3月



2 無利子融資

N T T - C (民活型)、港湾特会、民都機構による無利子融資

3 財政投融资

日本政策投資銀行を通じた低利融資制度 等

4 税制

固定資産税、都市計画税、不動産取得税の課税標準の特例措置

分野横断的な特例措置（内閣府、平成17年度創設）

公共代替性が強く、民間競合のおそれのないもの

例）公立学校（小・中学校）、高等学校（都道府県立）、
給食センター、公民館、産業廃棄物処理施設、
上水道施設、卸売市場、漁港施設、
地方競馬場、都市公園、自然公園、
下水道施設、下水道汚泥広域処理施設、警察施設、
消防施設、行刑施設、国の機関の事務庁舎 等

分野別の特例措置

- ・コンテナ荷さばき施設（国土交通省）
- ・一般廃棄物処理施設（環境省）
- ・国立大学法人の校舎（文部科学省）

なお、コンテナ荷さばき施設（固定資産税、都市計画税）、国立大学法人の校舎（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）については、平成17年度末が適用期限となっているが、平成18年度より2箇年度の適用期限の延長が認められた。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成11年7月30日法律第117号、最終改正平成17年8月15日法律第95号)

(目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
- 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。)又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。)

4 この法律において「選定事業」とは、第6条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第7条第1項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体(これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第18条において同じ。)と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

(基本方針等)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項(地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの)を定めるものとする。

- 一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- 五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的な使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。

二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第3項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第7条第1項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 第10条第1項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 八 その他特定事業の実施に関し必要な事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針

に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第10条第1項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第6条の特定事業の選定及び前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

(地方公共団体の議会の議決)

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(指定管理者の指定に当たっての配慮等)

第九条の二 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定を適用する場においては、同条第4項から第6項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第11項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(国の債務負担)

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降30箇年度以内とする。

(行政財産の貸付け)

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第1項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第3条第2項に規定する行政財産をいう。次項から第5項まで及び次条第1項から第4項までにおいて同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該

建物(以下この条において「特定建物」という。)の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分(以下この条において「特定民間施設」という。)を選定事業の終了(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。)の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。第八項において同じ。)に貸し付けることができる。

4 前3項に定めるもののほか、国は、第2項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者(当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

5 前項の規定は、第3項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であった施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第238条第3項に規定する行政財産をいう。次項から第10項まで及び次条第5項から第8項までにおいて同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

8 前2項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

9 前3項に定めるもののほか、地方公共団体は、第7項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者(当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。)に貸し付けることができる。

10 前項の規定は、第8項又は前項(この項において準

用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設(特定民間施設であった施設を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等(特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

1 前各項の規定による貸付けについては、民法(明治29年法律第89号)第604条並びに借地借家法(平成3年法律第90号)第3条及び第4条の規定は、適用しない。

1 2 国有財産法第21条及び第23条から第25条までの規定は第1項から第5項までの規定による貸付けについて、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は第6項から第10項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第十一条の三 前条第1項から第5項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、特定施設(第2条第1項第3号及び第4号に掲げる施設(公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。)並びに同条第一項第五号の政令で定める施設のうち第三号及び第四号施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置の事業であって、選定事業の実施に資すると認められるもの(以下この条において「特定民間事業」という。)の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者(当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認めるときは、第6項において同じ。)に貸し付けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、国は、第1項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第18条第1項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認めるときは、第6項において同じ。)に貸し付けることができる。

4 前項の規定は、第2項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等(当該選定事業の終了の後において、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

5 前条第6項から第10項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規

定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

7 前2項に定めるもののほか、地方公共団体は、第5項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設(特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。)を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認めるときは、第6項において同じ。)に貸し付けることができる。

8 前項の規定は、第6項又は前項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設(特定施設を利用する権利を含む。)を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等(当該選定事業の終了の後において、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等)」と読み替えるものとする。

9 前条第11項及び第12項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第12項中「第1項から第5項まで」とあるのは「第11条の3第1項から第4項まで」と、「第6項から第10項まで」とあるのは「第11条の3第5項から第8項まで」と読み替えるものとする。

(国有財産の無償使用等)

第十二条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産(国有財産法第2条第1項に規定する国有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産(地方自治法第238条第1項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認められるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

(資金の確保等及び地方債についての配慮)

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあせり又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

(土地の取得等についての配慮)

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

(支援等)

第十六条 第11条の2から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上

及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

- 2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公共法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

(規制緩和)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から10年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

- 2 前項の規定の適用がある場合における商法(明治32年法律第48号)第290条第1項及び第293条ノ5第3項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第293条第1項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条第1項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」と、同法第293条ノ5第3項中「第1号乃至第4号ノ金額」とあるのは「第1号乃至第4号ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条第1項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。
- 3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。
- 4 委員会は、前2項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関

係行政機関の長に意見を述べることができる。

- 5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

(委員会の組織)

第二十二条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員9人で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、少なくとも3年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定(特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。)における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

附則(平成17年8月15日法律第95号)

この法律は公布の日から施行する。

PFIに関するお問い合わせ先

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)
〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
中央合同庁舎4号館606号室
TEL: 03-3581-9680 FAX: 03-3581-9682
内閣府PFIホームページ <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

なお、各省庁に個別にお問い合わせ等される場合は、
下記の関係省庁窓口にご連絡ください。

警察庁長官官房会計課	TEL:03-3581-0141(代)	FAX:03-3581-0633
防衛庁長官官房施設課	TEL:03-3268-3111(代)	FAX:03-5229-2132
金融庁総務企画局総務課管理室	TEL:03-3506-6280	FAX:03-3506-6144
総務省自治行政局地域振興課	TEL:03-5253-5533	FAX:03-5253-5537
公正取引委員会事務総局官房総務課	TEL:03-3581-3574	FAX:03-3581-1963
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	TEL:03-3592-7007	FAX:03-3592-7009
外務省大臣官房在外公館課	TEL:03-3580-3311(代)	FAX:03-6402-2719
財務省理財局国有財産企画課	TEL:03-3581-2041	FAX:03-5251-2130
文部科学省大臣官房政策課	TEL:03-5253-4111(代)	FAX:03-3581-4598
厚生労働省社会保障担当参事官室	TEL:03-3595-2159	FAX:03-3595-2158
農林水産省大臣官房企画評価課	TEL:03-3502-8111(代)	FAX:03-3592-7695
経済産業省経済産業政策局産業施設課	TEL:03-3501-1677	FAX:03-3501-6270
国土交通省総合政策局政策課	TEL:03-5253-8111(代)	FAX:03-5253-1548
環境省大臣官房政策評価広報課	TEL:03-5521-8326	FAX:03-3591-5939